海津市まちづくり委員会「第15回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年11月27日(火) 開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室 分科会委員定数 19名 会 午後1時30分 開 閉 会 午後3時40分 出 席 者 〇分科会委員 公募市民 伊 幹 男 藤 会長 " 古 Ш 邦 彦 " 佐 藤 芳 満 野 津 繁雄 NPO法人まごの手クラブ 由美子 副会長 田 中 ボランティア連絡協議会 博 暉 田 下 海津市自治連合会代表 信 宮 脇 幸 登 総務課 菱 田 岐阜経済大学准教授 菊 本 舞 〇事務局 企画政策課 課長 島 中 哲 之 係長 永 宗 哲 " 徳 主任 藤 健 " 近 主任 土 井 敬 子 欠 席 者 公募委員 橋 明 大 宗 " 土 方 博 隆 今 津 美 憲 " 弘 " 古 Ш 義

村 上 也 碩 " 堀 田 義 郎 NPO法人良縁の会ひまわり 櫻 木 徳 子 女性人材リスト Ш 春 代 石 NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田 森 秀和

NPO法人ゆうゆうアテンダント

会 議 次 第

- 1. あいさつ
- 2. 自由討議 (1. 住民投票について 2. 市民自治のしくみについて)

藤

田重紀

- 3. 講評
- 4. 事務連絡

事 務 局

みなさんこんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

これより、海津市まちづくり委員会「第15回自治基本条例策定 分科会」を開催させていただきます。

古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。

会 長

(あいさつ)

事 務 局

ありがとうございました。

さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。

それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

会 長

それでは次第に基づき進めさせていただきます。

次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、住 民投票の骨子(案)の確認と時間が余りましたら市民自治について、 特に市民自治協議会について討議したいと思います。

まず住民投票の骨子案について、前回の意見を基に事務局で骨子案を作成しましたので、修正等について検討して頂きます。

次に市民自治のしくみについては、第9回から第11回までの意見をまとめたものと第13回の意見をまとめたものを今回の資料と致しました。今回はこの資料をもとに市民自治協議会の役割や自治会と協議会の関係について討議頂きます。資料には市民自治協議会の役割や自治会と協議会の関係などについて事務局のコメントを記載させて頂いております。

では自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。

ないようですので、自由討議をはじめさせていただきます。 進行は菊本先生からお願いします。

菊本委員

皆さんこんにちは。今日の進め方ですが、今までは2つのテーブルに分かれて頂いて、それぞれのテーブルでお話し合い頂いて、それを両テーブルで持ち寄っていただいて最終的にまとめてすり合わせると今まではやってきましたが、ある程度議論が出尽くしてきている段階に来ていると思います。

今日は2つ大きなテーマがあります。前回お話いただきました住 民投票について、事務局で取りまとめ頂きましたので、ここについ て少しご覧いただきながら前回の議論も振り返りながら、これはち ょっと変えた方がいいのではないか、とかこれでいいのではないか 等ご意見を頂きたいと思います。そのあとで、この分科会の中で最 も多く時間を割いていますし、それから議論が行ったり来たりもし ている市民自治のしくみ、市民自治協議会とこの分科会の中ではず っと呼んでいますが、この協議会をどういう内容のものとして作っ てというところで、今日はこの事務局コメントというのがこの資料 の中にありますが、これは今まで皆さんにご議論いただいたものを 事務局で取りまとめていく中で、皆さんから出ましたご意見あるい は異論反論などについて、行政側としてこの協議会というのを作っ ていく意義とか必要性といったものについて、あらためてコメント を入れて頂いています。これを踏まえてここに新たに反論するかた ちで、やっぱりこの部分を入れないと、市民自治協議会はダメなの ではないかとか、こういったことは入れてはダメなのではないかと か、事務局コメントを中心にご覧頂きながら協議会の中身というの をある程度固めていきたいと思っています。可能であれば今日のと ころでこの市民自治のしくみというものの形が見えてくるといいと 思います。

今日は一つのテーブルでそのまま進めていきますので、意見を頂 いたら、板書していくかたちで進めますのでよろしくお願いします。 では最初に前回お話いただきました住民投票の件についてまと めて頂いております。表面に前回の意見のまとめ、裏面に条文骨子 案となっています。この内容については、最終的には住民投票の請 求権はあるということは記載すべきだろう。これはある程度確認的 な意見になりますが、50分の1以上というのは数字として入れて おいた方がいいのではないかという意見、それから発議についても 従来の形から踏襲するような形でいれておくという意見、それから 投票資格については、事務局の方から年齢層・住む場所、この自治 基本条例に市民として定義する内容に関わってどこまで把握でき るかといった資料を前回出して頂いたのですが、やはりそれぞれ事 案に応じて条例を作っていく方がいいのではないか、それによって 投票できる人も関わってくるのではないかという議論が多数でし たので、このような記載になっているということです。もちろん結 果についてはそれぞれ市民も市議会も市長も尊重するという骨子 案にまとめて頂いています。この住民投票の条文骨子案のところに ついていかがでしょうか。これは前回までの議論の確認ということ になります。ご意見のある方あるいは賛成の意見でも結構ですいか がでしょうか。

会 長 住民投票の発議のところですが、議員定数の12分の1以上とありますが、現在の市会議員は何人ですか。

事 務 局

定数は18ですが現在は17名です。

会 長

3人減になるので、今後15になるのですね。12分の1とは割り切れない人数になる分数だなと単純に思いました。

もう一つは住民投票の請求や発議では「住民投票を求める条例」と表現していますが、住民投票の実施では「住民投票を求める」がないので少し戸惑いました。皆さんわかるとは思いますが「住民投票を求める条例」にした方が読んだ人にはわかりやすいのかなと思いました。以上です。

A 委員

住民投票の発議の流れについて、フローチャートでわかるようにしてほしい。

菊本委員

市民・市長・議会のそれぞれが住民投票をしたいという時に、どのような手順で進めていくのか。それがここに全て書かれているのかわかるようにしてほしいということですね。特に市民のところがわかりにくいということですね。

主体として「市民が~請求することができる」とした後に、ここの段階としては発議の「市長は~」というところに行かざるを得ないのですが、この文としては「~することができる。」と終わっているので、読み方としては、しなくてもいいように読めるということですね。

会 長

住民投票については新聞やTVの報道でしかわかりませんが、ある程度の署名が集まると、住民投票は可能になったと騒いで、まずそれが最終決定のようになりますよね、ところがこれを見ますと、「50分の1以上の連書を持って市長に対して請求することができる。」となっているのは、市長がNOと言ってもいいのですか。市民50分の1の連書というのはそんな軽いものなのかなと思いました。もう絶対住民投票ができるというように、私はTVのニュースを見ていると思いますが。

それから議員が「発議することができる。」ということは、発議 できても否決されたらダメということですね。

定数が 18 ということは「2 人以上の賛成」としたほうが良いのではないのでしょうか。

B委員

今のところに関連すると思うのですが、定数というのは変わりゆくものであって、定数が変わる毎に条例改正しなくてはならないという話になってくるので、ちょっとふさわしくないのではないかなと思います。

前回投票者の範囲についてという議論したことで、私の基本的な 考えたかのところで、もともと自治基本条例の市民の定義で非常に 広く取っている。それが今回の自治基本条例の一つの要だと思うのですが、そこを基本にして投票者の範囲を決めた方がいいと思っています。そこで前回の市が把握できる範囲で納めるべきではないかという意見もいいました。残念ながら今日の骨子では一番狭いところ、公選法の定義のところにきてしまっているので、自治基本条例の本来の精神が反映されていないのではないかと疑問に思って、なぜそうなったのか、テクニカルなところでこうなったのか別の考えがあったのか、お伺いしたい。

事務局

住民投票の請求については自治法から引用しています。自治法では選挙権を有するものとなっていますので、ここでは選挙権を有する市民としました。

投票資格については、その都度必要な事項はそれぞれの事案に応 じ別で条例で定める事にしています。

B委員

住民投票の請求の根拠は自治法。問題は投票資格について、その都度その案件によって決めるというところで、誰がどのように決めるのかが問題になって、そこにある意味勘ぐってみれば一つの意思が入ってくるだろうと思われます。つまり各案件において範囲で行くとなると恣意的になる。全てに対してこの範囲で行くがあるのいるわけではないので、そうすると別の意思が働く可能性があるのではないか、例えばこの問題は 20 歳未満は入らないでいるのではないが、妥当であるのか。この問題は国籍のなよと誰がどう判断するのか、妥当であるのか。この問題は国籍のない人は入れていいですよ・だめですよ、という判断。恣意的になされるという危険性はないでしょうか。

会 長

投票資格が変わるというのは、選挙権を有する市民から広げる、増やす時の場合が一つあると思うのです。それが 15 歳から 18 歳の若者に関係の深い事案について意見を求めたい時には、例えば 15 歳以上というように広げるということかなと思って今聞いていました。まあ意図的というのはどんなことでも考えてしまうので、信用するしかないのではないでしょうか。

B委員

私は事案別の投票資格をやめた方がいいと思います。

C委員

ちょっと初歩的なことですが、例えば住民投票をするときは、今の選挙と同じように、住民に対して入場券を交付して行うのですか。

事務局

住民投票の手法については対象をどうするかによって変わりますが、今のところ投票権があるのは法律で決まっていて、こういう方は住民記録台帳で把握するしかありませんので、その記録台帳から入場券を配布し、それを持参した人が投票するという手法です。

C委員

それぞれで変わると、事務局の作業が大変ですよね。

B委員

ですから単純にいいますと、事務的云々というよりも基本的な精神の問題を話しているわけで、前回の事務局資料から市が把握可能なところがあるということであればそれが台帳となりうる訳ですから、まずそこを出来るという前提でどの枠で行くかということを話し合ったらどうでしょうか。

菊本委員

今の皆さんのご意見の中で、投票資格のところでほかの委員の方がどのようにお考えか、今日すぐに答えは出ないともいますので、いったん今日の分科会としては、事務局提案の事案別の形がいいのではないかを総意とするか、そうではなく誰が判断するのかそのような迷いを与えないような記述にした方が良いのではないか、どちらのご意見の方が多いか、ご確認させていただこうと思いますが、どうですか皆さん。

多くの自治基本条例でもこの事案別で書かれているのが非常に 多いと思いますがいかがでしょうか。

D委員

投票資格を議論するのは選挙管理委員会になるんですよね。それ 以外の組織が決めると、物議を醸して有効性の問題が出てきますの で、やはり選挙管理委員会がやるのだと思うのですが。

ただ事案に応じということは、それぞれの事案に応じてやるのは もっとも望ましい形だとは思うのですが、他の委員さんからも意見 がありますように、恣意的なことがあったりすると、この辺のとこ ろはなかなか難しい問題だと思います。

A 委員

住民投票の実施で、「市長は、条例制定の決議があった時は、」 の条例制定の中に投票資格も含まれているのかなあと思いますが、 投票資格の条文はいらないと思いますがいかがでしょうか。

菱田委員

ご質問の「市長は条例制定の決議があった時は、速やかに住民投票を実施する。」ということは、住民投票を求める市民からの連書等をもって、これはやった方がいいなという判断をなされたら、それは議会に諮る。議会に諮って議決をされれば当然住民投票を行う。住民投票をやる意思もないのに諮ることはないので、これは常識の話ですので。そこに上程する条例の中身が、普通の選挙で言う20歳以上の日本国民、それ以外の定義を含んだ条例にしてもいいかどうか。これはいいともいます。

A 委員

投票資格の条文はいらないのですよね。発議の段階で投票資格を 盛り込んで議会にかけるのかなあと思いましたが。

菱田委員

盛り込んでもいいですね。

B委員

今の考えで行くと発案で内容と資格を詰めて、市長の提案と議会での判断と。両方案と資格まで含めたのがそこで決められるということですか。そこで先ほどから、事案に応じて投票資格を誰が決めるのか、この誰が誰なのか。

菱田委員

発案する人と審査する人両方ですよね。発案する人は市長になりますし、審査する人は議会ですね。この両輪によって成り立っていますので、誰に責任があるのかというような言い方とは違いますので、みんなで作りましょうということですので。

B委員

今最終的には議会だと。

菱田委員

提案する側と承認する側の2つの立場で出来上がったものですよね。

B委員

そういうことだと発議するのが、この案件でこの範囲でやってくれという発議があるとしても、案件に関してはOK、範囲に関してNOだったらNOになってしますのですか。

事務局

議会で選挙権のある人で出して、年齢の低い人も範囲にふくめた 方がいいのではないかということであれば、議会で修正をかけて可 決するというケースもありますよね。

B委員

具体的な話をすれば、投票資格の条文の意味はそういうことです ね。

それでは例えばその議案が議員や市長を縛るもの、外国人に関係するもの、20歳未満に関係するものであっても、市長や議員の意見で、本来含めた方がいいと市民が思ったものも削られるということだってありうる訳ですよね。

それは議会の決断だからそれは納得する訳なのですが。そういうことをなくするために、すべてこの範囲にしましょうと、最初からどんな市民投票でも。というのも手だと思うのですが。

もともと骨子では市長と議会で決まるよと。

D委員

住民投票の請求でお聞きしたいのですが。「選挙権を有する市民は、法令の定めるところによりその総数の 50 分の 1 の連書をもって、」これ 50 分の 1 という数字が出ていますが、これは署名した人の審査が行われる訳ですよね。ですからこれは「有効総数」が 50 分の 1 以上になった時というように、もう少し付け加えた方がいいと思います。

菱田委員

意味としてはそのとおりです。

会 長

E委員どうですか。

E委員

今のご意見について、有効総数と書かなくてもそれは住民投票に関して選管が審査するものと決まっているものではないかなと思うので、特にそれを加えなくてはならないとは感じません。

それから投票資格については、やっぱり住民投票に関して順番に 読んでいった時に、自分がその思いをもって住民投票をしたいとい う気持ちを持っている人であれば、やはり投票資格が削られている ということはやっぱりいけないと思うので、明文化しておかないと いけないと思います。

A 委員

住民投票に至るスタート部分は3つあるのですね。住民投票の連書から市長へ行って、議会が通って住民投票へ行く場合と、議員さん2人が手を挙げて議会が賛成して住民投票に至る場合と、市長がやるぞとやる場合の3つあるのですね。それで間違いないですね。

菱田委員

そうですね3つあります。

菊本委員

今のA委員のお話ですと、窓口が3つあって、市民が請求をしたときの手順が、この条文の中に担保されているのかということがA委員がおっしゃられている疑問だと思うのですね。住民投票の請求を「選挙権を有する市民が市長に対して請求することができる」で表別を決け取って、「住民投票の条例を表議会に提出することにより住民投票を発議することができる。」というようになっているのですが、この「できる。」というところに「しなければいけない」という意味合いを込めた条文なりは必要ないのだろうかということが一つ疑問として上がってきているのだと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

C委員

50分の1の連書を持っての方は住民投票を発議しなければいけないというようにしないと、50分の1の方が軽すぎちゃって。私はそのようにないといけないと思います。

事務局

参考までに合併特例法の時に、住民発議による合併協議会に直接 請求ができるということになっていまして、50分の1の署名があっ た場合は住民投票が行えるけれども、市長が投票に付さないとした 場合は、有権者の6分の1があるとそれはかけなければならないと なっています。あくまでも合併特例法の話です。

B委員

前回の資料から行きますと 20 歳以上の日本人が 30,967 人ですから、50 分 1 だと 620 人の有効な連書があればいい。だから 620 人集

まったのは市長は全部取り上げなければいけない。全部取り上げないかんとみるのか、大事な 620 人以上の意見だからまずは検討しようというように見るのかという問題だね。620 人の意見を人口 3 万8 千人からみたらどう見えるかだね。

菊本委員

いろいろとまだ意見が出てきていますけど、今ここですぐに、市民が請求をしたときに、市長がやらないとした時にどのように担保するか、条文を付け加える点ですとか、その数字をどのように根拠づけるかなどについて、ちょっと今すぐここではほかの法令との関係もあるので、お答えしにくいということもありますので、ほかにもご意見ありましたら、出して頂いてまた次回に事務局の方からもご回答いただきながらもう一度ご検討させていただきたいと思いますので、今ここにないご意見がございましたら出して頂けますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それから議員の定数のところですがこれは自治法の 12 分の 1 を用いていますが、割り切れる人数の方が良いのではという意見やあるいはもっとハードルを高くすればという意見等がございましたが、ここはそのままでよろしかったですか。

とくに市民の請求権を段階的に担保するかというところと、それから投票資格のところですね。とくにこの自治基本条例を住民の方が読んだ時に、実際に住民投票を請求してみたい、住民投票を実施してみたいと思った時に、どのように行動する道というのが示されているのかがわかるようにというのが今日のご意見だったと思います。そういった点で少し整理されればと思います。ありがとうございます。

では、もう一つの方の市民自治協議会の方の話に皆さんのご意見を頂きたいと思います。

この市民自治のしくみについては、何度も皆さんからご意見を頂いていまして、それぞれの分科会の中で出ていたご意見を今日の資料の中にも反映しています。

骨子案は1番の定義から少し見て頂いて、順番に皆さんと同じところを見ながらご意見をいただいたらいかがかなと思います。まず1番の定義のところ、市民、市民自治、市民自治協議会を骨子案としてまとめています。この骨子案は基本的には意見交換やそれに先立つワークショップの中で、市民とはどういう存在なのかあるいは、自治とはどういうことだろうかなど、最初のころに皆さんからご意見を頂いてその内容を基にこのような骨子案となってきています。

この骨子案を基に分科会の中で出てきた意見というのは、とくに 自治会との関係をどうするかということ、それからその自治会との 関係と関わるのですが、自治協議会の内容というのをどのように考 えるか、というところで議論がされてきています。事務局のコメン トとしては、区と自治会というのは併存するということを前提にしていて、自治会が市民自治協議会の一団体として参加していくということが想定をされています。コメント中には明示されていませんが、実際にこの自治協議会を動かしていく時には、従来から非常に重要な役割を担ってきているこの自治会や区といった所が、積極的な役割を果たしていかないと、おそらく市民自治協議会というのも機能しないということは想定されていうのではないかと考えられます。

それから市民自治の定義のところで、もっと柔らかい表現にしてはどうかという分科会での意見があって、「地域資源の創造」ということばを積極的に地域を捉えていこうという意味で加えたり、あるいは「魅力あふれた地域社会」という柔らかい文言に替えるといった形で少し修正をしましたというコメントになっています。

まずこの定義に関わるところでご意見を頂きたいと思います。い かがでしょうか。

B委員

新しい言葉で「地域資源の創造」という言葉が入っていて、ちょっと耳新しいので、何を具体的に意味しているのか。普通資源ないうとね、一般的に人以外のものを前提としています。産業とか街も資源なのかなあ、わからないですけど。何をちょっと地域入間といった時にこなれていない言葉ではないかなと、まあいえば入りです。からないです。本は何かあったら解決しましょうといってす。地域課題の解決、これは何かあったら解決しましょうといったことなのですが、言わんとしいることはわかるのだけど、言葉としてこなれているかなというのがぱっと見た時の印象でしたね。

菊本委員

今のご意見は「資源」という言葉が持っている、一般的なイメージが物にまつわるものが多いということもあって、「地域資源」という言葉は、今や人とか習慣や文化など非常に幅広く政策的にも使われる言葉になっています。でも住民の方が一般的に受けるイメージというのは物とかもう少し硬いもののイメージがあるのではないかというご意見かなというように思います。他の方いかがですか。

会 長

本当に知恵を出して考えて頂いた点はありがたいと思いますが、さあそれじゃあこれってどういう言葉と人に説明する時に、私自身ももうちょっといい言葉が出てこないのですが、ある方は物的資源と限定して解釈されるかもしれないし、ある方は人的資源、物的資源全てを含めておっしゃるかもしれないし。この創造という言葉はとてもいいことなのだけど、人的資源の創造というとちょっと解釈が難しくなるのかなと思ったり、工夫して頂いた点は本当にありが

たいのですが、これに代わる何かわかりやすい表現がないのかなと聞いていて思いましたが、ほかの委員さんはどうですか。

A 委員

頂きました市民自治のしくみについてのレジメに、市民が主体となって進めていく協働型のまちづくり、要するにこの協働型とは行政と市民のコラボというような意味合いじゃないかなと思いましたが、そのあたりがうまく表現されればいいと思っています。

B委員

全体の流れが市民も地域問題を解決して、市民も何か活動してよ というのが市民自治という言葉で表わされているのですが、私も考 えたのですが、要するにこの自治体の中では、結局は市民が主役で すよね。

何のために市の行政があるのかというと、市長のため議員のためではなくて、市民のために全ての自治体の組織があるということが原則ですから、市民自治ということをもうちょっと補強するならば、市民が権利主体であるということを盛り込むのも一つの方法じゃないかと、というのはここで考えられている市民自治とはという内容が、住民主権といった場合の中身より少し狭められた内容が今書いてあるのではないか。

つまり地域の問題を解決すること、何かを作り出すこと、地域を作り出すことが市民に積極的に参加しなさいという内容が謳われている。それはそれで私は結構だと思いますが、前に自治とは何かという話をしたことがありましたが、やっぱり市民のために自治体があるのですよというところを、もう一度押さえたらどうかと思います。その言葉を踏まえた上でここにあるのとドッキングさせてはどうかと思います。

事務局

定義の後に市長の責務や職員の責務等が謳われています。その中で市民と協働していくことをうたっていますので、定義としてはこのような記載でいいと思います。後ほど記載してある責務で協働について記載をしたほうがいいと思います。

あくまでも、市民自治の定義を記載しているのであって、自治体は市民の意見を聞いてやるのですよというような、自治のやり方については後の章建てなどで記載するものだと思います。

A委員

まあコラボの話をしましたが、最近「あっコラボや。」と思ったことは、養老山脈沿いにイノシシやシカなどいろいろ出ますので、防護柵を作ろうといったようなことで、柵代は行政だして、地域住民で防護柵を作るという様なことで動き始めている。これが行政と地域住民とのコラボやと思いましたが、そこら辺は一つの例としてそのようなことを考えて見えるのではないかなと思っています。

B委員

資料の事務局コメントに「地域に適したサービスは~」というと

ころで、地域サービスとは具体的に何かと非常に分かりづらいところがあるのですが。

ここで言わんとしていることは、サービスは自分でできることは 自分でやって、地域でできることは地域でやるそれでもできないことは行政がやるという三段階になっているのですが、これは今おっしゃったようなイノシシやシカ等の対策もあるでしょうけども、市民に対する行政サービスというと、こういう三段論法ではできない質的にいえば地域云々というより、最初から行政がきちんとやらなきゃいけないものも実際あるわけで、ほかのものは関われないものがある中で、全てこの三段論法では解決し得ないだろう。

だからちょっと心配してしまうのは、全て個人なり地域の問題を解決する時に、この三段論法で全て行くのかということは、私は避けなきゃいけないだろう。

何を言いたいかというと、今までの会の中でも結局本来行政が責任を持ってやるべきことが、まず地域に任されてそこで解決できなければ上へあげてこいよという発想になっていないか、全体の考え方として。それは、私は避けるべきだと思う。そういう考えも不安もあって先ほどいった市民自治はということころの問題と関係してくるのです。

菊本委員

先ほどからB委員がおっしゃっている話というのは、この条例の制定に関わる基本的な理念とか原則に関わる非常に重要な論点だと思うのです。

そもそもこの条例を制定する背景として、事務局コメントにあるように行政側からの条例制定の必要性、根拠という形で言われているのですよね。

それを市民側が受け取った時に、この条例を制定していく根拠は どこにあるかというとまさにここなのだと思うのです。

住民の主権というのをきちんと自治体の中で位置付けられて、そこに制度的にあるいは参加する仕組みやそれに関わる主役として位置付けられる、そういうルールとして条例が制定されて初めて、この市民が主役でありあるいは主体である、あるいは自治体が市民のためのものであるということが具体化していく、その基本的なルールを作っていくことがまさに条例なので、ここの部分はむしろ市民自治の定義に関わるというよりは、その前段の理念とか原則の段階で多分入ってくる文言になってくるのだと思うのです。

今日ここに出している内容は市民自治協議会に関係する骨子案だけですので、このところはきちんと押さえておいて、全体の骨子案をまた年明けに見て頂くことになると思います。

その時にこの内容というのがきちんと反映され、その上で今日の 定義になっているのかというのを、もう一度ご議論頂いたらどうか と思います。

それでもう一つありました、この三段論法とおっしゃいましたけ

ども、その地域でまずやるというのが基本で、そこでできないことを行政の方でやっていったらといった役割分担をしていくのが、この考え方なのだとおっしゃっていただいたのですが、それだけではダメだとすれば、この住民自治をきちんとこのルールの中で、じゃあ私たちはどう謳っていけばいいのかというのを、まさにこの分科会の中で議論頂いて骨子の中に盛り込んでいただきたいのですね。

今日実はこのコメントに、あえて私は事務局に書いてくださいとお願いをして、どなたかが意見を言って頂けると思い、これをきっかけに市民自治協議会の中身ですね、ここがないとつまり行政からお願いされた、あるいはこれから財政的にも厳しくなっていくこの行政運営の中で、これからは地域の方でやっていくことが増えていく事になる。

それは現実的に想定されて行くのですが、でも市民や住民としてはやっぱりここは行政全体で公共サービスでやってほしいという内容もあると思うのですね。

そういうのをきちんと議論できる場としての市民自治協議会というのが育っていくべきだし、従来ある自治会が例えば高齢化して担い手がいない、あるいは固定化されている現状がある中で、それを打開しながら市民の方たちが主体あるいは主役となってそれぞれの持っているスキルやノウハウそれから人間関係ネットワークを含めていかしていけるような、そういうものとして市民自治協議会というのが想定されていくべきだろうと。

そういった力を自分たち自身もつけながら対等に先ほどA委員がおっしゃいましたがコラボできる、つまり協働できるとういうのは、対等な関係でパートナーシップを組むのが原則ですから、そういった意味での市民自治協議会、あるいはその市民自治協議会に参加する市民あるいは市民団体、そしてどのようにこの中身を考えていったらいいのかというのが今日実は皆さんにいちばんご議論頂きたい内容でもあるのですね。そういった観点から併せてご議論頂ければと思いますけれどもいかがですか。

B委員

私が最初に意見を言った点に関して、市民自治の点に関しては、 菊本委員のおっしゃるとおり、全体でどうおさえるか理解できました。次のところに関しては、皆さんで話し合うべき内容だと思いま す。一つ私はいろいろ問題だけ言います。よろしいでしょうか。

今の問題を深める方ではなくて横に広げる話をちょっとさせていただきます。市民自治協議会と自治会の在り方については、私は事務局のコメントのとおりでいいと理解しています。前々から話し合われた、自治会の上にポンとかぶせたようなものではないですよ。当然構成員が違う訳ですから、違う組織であるというのはよくわかった。それはその通りなのですが、自治協議会への支援のところに入ってきますと、当然自治会にもこのような形で交付金が出ている。ゆくゆくは一括交付、独立した組織であるならば、自治会と

市民自治協議会に別個に交付金があるとすれば、一括にすると結局 「自治協議会を立ち上げるか。」とそういうモチベーションになる のですけど、どうもその辺がしっくりいかない。

もう一つ役割について疑問があるのだけど、今までにご説明があったのかもわからないが、自治協議会の役割は書いてあるが、現在自治会の役割、市との関係というのは、一定の決まった文書があったかと思うのです。その辺の取り決めがあるとすれば、それを確認したい。

それと現実に今、各自治会とか自治連合会との関係、市との関係 をやってますと、かなり濃密な関係があって、ここでいっている自 治協議会の役割に近い事を、実際自治会なり自治連合会と実質的に やっているのではないか。

結局は全体を流れて読んでいくと最終的に自治会は自然的に自治協議会に移行していく流れが見えるのです。資金的な話からするとそうならざるを得ないのではないか。一括交付金をどこに出すのかによって話がガラッと変わってしまう。一括交付金について具体的に検討していないけれどもその内容は、両方に払っていくのか一括交付になるのか検討していないけれども、別物とたてれば両方に交付金が行くということになりますね。

もう一つ思いついたことを言っていくと、なぜ地域にある自治会組織で十分やっているのにあえてまた自治協議会というのを作るのかという問いが来た時に、自治協議会の役割や財政援助がありより的確に市民の意見を吸い上げて実現するには、自治協議会を地域でたちあげなきゃいけないと、という住民の自主的な考えがあって出来ていくわけなのですけども、それが一番望ましいとは思いますが、この支援のところを読んでいくと、協議会を立ち上げないとお金来ないよとそういう誘導になっていくのかなと。言葉が悪いけどね。

事務局

まず自治会の話ですが、市と自治会の取り決めがあるかということについてお答えさせていただきます。合併当初には自治会組織の条例を市で持っていましたが、自治会の方から自治会は任意団体であるのに市の方の規則で縛るのはおかしいということがあって、あくまでも自治会は任意団体であり、市の規則で縛るものではないとなり条例は廃止となりました。ただ連合会の会議等の事務につきましては、市の方において行うことになりました。

もう一つ支援の話が出てきましたが、これはもっと深くお話しすると、協働の話まで戻ると思います。なぜ協働の話が出てくるかというと、行政と地域の従来関係を振りかえると、今まで自治会で役を果たしていたのではないかというお話があると思うのですが、いろいろな意見をお聞きすると、従来型ですと補助金とか各種団体の存在があって、縦割りになっていたとか上意下達あるいは事務局の運営で行っていて、補助金依存型体質であったのではないか。それ

が徐々に担い手不足や高齢化になってきて、実際に市も財源が苦しくなり、そうなると本当に必要なものは何なのかという話が出てき たわけです。

そのなかで従来構造から脱却した、本当に地域に必要なものは何なのかとか、この中でも出てきたように、今までは行政が補助金とかお金をだして手を差し伸べてきたが、これからおそらくそういう体制はできないと思うのです。そうなった場合に地域でできることは地域でやって下さい、行政でやることは行政でやらなければならない。それで地域でも行政でもできないことについては、協働しながらやっていきましょうという話が出てくるわけなのですね。

そのなかで例えば単位自治会を相手にした場合の協働もあると思うのですが、その場合は果たして効果があるのかなとなると、なかなかそういうことは今までの体制でいいのではないかというお話になってしまいます。そうなるとある程度大きな地域協議会とか、その中でもってやっていく必要があるのではないかということで、こういう地域協議会というお話が出てきているわけです。

それで地域協働への道筋ということで、市としてはそういう地域協議会を立ち上げる状況を作り出す必要があるのではないかと考え、そのためには、住民の方からの発意があって、行政支援としてはどうしてもそういう負担の必要があるという考えがあるので、そういう負担は必要であるとなってくると思うのです。

今まででは行政がすべてやっていた実施主体ということになるのですが、そこから今後のそういう状況を見ていくと、支援行政の形にもっていくべきではないか、ということになっていくと思うのです。そのようなことで自治基本条例の話もそういうことになっていくのです。

B委員

流れとしては支援行政の形だと。言葉ではわかるのですが、具体的に今まで市でやってきたことがどのように支援行政に。具体的に何がどのように変わっていくのか。そこの動機というのは、市民が参加を積極的にするようにというお題目で行くのか。いや金がないからそうせいと、結果的に後者だと思うのだけれども。具体的に何を支援行政に切り替えていくのか。

C委員

ちょっと抽象的ですからね。市民の気持ちというのは大きな政府。市民がどうしてもやらないかんというのが小さい政府。市の方が小さくしようとしているのですよ。私たちは大きい方が楽なのですよ。そこで差が出ているから答えが出ないのですよ。

菊本委員

そこはずっと並行線ですよ。だけど現実的に行政にお金はない、 人は増やせない、だけど仕事は増える。とっても大変ですし。そし てそのことはそのまま私たちの生活につながっている。住民一人一 人に影響してくる。だけど行政だってそのまま住民に押し付けるわ けにはいかない。

じゃあ私たちはどこまでだったら出来るのか。あるいはどのような条件がそろったら私たちは一人ひとり少しでも力を出せるのか。

その条件をすり合わせていくのが今日の分科会の中身ですし、そのすり合わせていくための制度とかを作っていくのがこの条例になっているはずなのです。

この条例ができると今度はこの条例を基に、どのような市民活動ができるのか、動きやすい仕組みをつくる制度や政策を作っていくときのこれがもとになっていくわけで、それを見越しながら、いまここですぐその問題が解決できないですが、そのために私たちが動きやすいしくみというのを、どこまでお互いすり合わせながらつくっていくことができるか、というところです。

ですからお互いがどこまでできるかというのを自治協議会の中である程度出していく必要があると思います。

一括交付金について行政から出てきているということは、いずれ今自治会が中心となっている地域活動ですが、協議会単位のある程度大きさをもち、そしてかつて市町村合併の中で行政が効率的な運営のためにしてきたわけですけども、そのような話のものとは、地域に求めているのとはちょっと違います。でも一方的にされるのでは住民自身はつまらないですよね。じゃあ一括にされるという方向性が出てきている中で、自治会の今まで持ってきたパワーというのも持ちつつ、地域の側でどのようにしていくかというのを考えて行った方が良いです。

ただ条分では、協議会を作ることができると留まっていて、地域によってはやっぱり自治会ベースの方が効率的だという考え方も残っていくという意味では、この条例を制定されることによって一気にその地域が、一括交付金なのだから協議会にしなくてはという様な流れになるというようなことはないとここでは示されています。

自治協議会が成功するかどうかはそれぞれの地域が、自主的にやれるかどうかにかかっていきますし、その意味では海津市自身としても実験的な政策を持ちこみながら実際的には動いて行くのだと思いますので、並行して自治会が残りあるいは自治会が持っていた非常に大きな実績や力という部分の経緯を与えつつこういった協議会を立ち上げていくので、今方向性としては一括交付金という方向性が出てきているわけですけども、やってみて難しいやっぱり自治会でないとだめだとなった時には、並行してどこかで自治会のこれでないとだめなのだとなった時にはもしかしたらむしろやっていくい中で、明確になっていくかもしれないです。

そういった可能性を残しつつここのところには、コメントとしては一括交付金という名前を出すことによって、協議会はある程度の 予算的規模をもって、ほかの市のまちづくり協議会のように、そこ で人を雇って行っているところもすでにあるようですが、そういっ た可能性を見出せるように逆に、ある程度のお金も市としては考え ているのですよということを出しているのですね。

そういう意味では地域の自主性というのをこれまで以上にやり たいと思えるように、地域にはもっと踏み込んだ形、今まで行政が 握ってきたことをむしろ自分たちの地域でやりたいのだというこ とが、主体性を持った地域を創造できるのだよ、この協議会は、と いうような考え方がここで盛り込んでいるのだと思います。

ですので一括交付金にすることによってむしろ、市が想定する地 域の枠組みに誘導されてしまうのではないかという危惧もあるわ けですけども、一方でもっと積極的に自分たちで自分たちの地域を やっていこうと思っている地域にとっては、この制度ができること によって、積極的に自分たち地域を変えていくことができるそうい う可能性を盛り込み事ができると考えていただきたいと思います。

あと5分ほどですが、今日のとりまとめは難しいと思いますの で、これはいっておきたいという意見がございましたら、出して頂 きまして、次回が最終となるような形でまとめたいと思います。い かがでしょうか。

事務局 定義のところなどで、具体的な代案を出して下さい。

> 私なりに考えてみたのだが、「市民自治とは、地域の課題の解決 や資源の創造など、市民主体の協働型の魅力あふれたまちづくりを 行う活動です」はどうでしょうか。

事務局 主語は「市民が」はどこに。

> 「市民自治とは、市民が自主的に地域の課題の解決や資源の創造 など」とつなげていくとどうでしょうか。

B委員 「資源」というと物のことのようになってしまうのでは。

> 私は事務局案のところでいいなと思ったのですが。今お金もなく 高齢化して皆さんが縮こまっていうところに、私たちは障害児の方 とかに接することがたくさんあります。そのお母さん方は、ここの 場で何をして生きていけるのか真剣に向き合っている人たちがい るということは、この文章ですごく伸びるなと思ったのです。そう いう感覚になりましたので。

> 若い障害者の方でもそこでやっていけるようになるといいなと 思いました。

ここで生活し続けることができるといいという意味ですね。 B委員

C委員

会 長

E委員

E委員

常々私たちは高齢者のお手伝い、行政ができないことを手伝って 毎日やっているのです。そういうことを地域でやっていくのですよ ね。協働というのはそういうことですよね。

会 長

先ほどおっしゃったようにもう一つイノシカ無縁柵というのが 農林振興課の方でお話をいただいて、南濃町地内の区・自治会長が 全員委員になって、有害鳥獣対策協議会というのがありまして、そ の中で、資材は、市や県から降りてくる補助金で全額支給、ただし 設置作業は地元住民その後の維持管理も地元住民ということで、23 年の末、今年の3月に羽沢地区が最初に行いまして、24年度になっ て 3 地区ほど予算がついて 24 年度に行われて、私ども上野河戸は 25 年の申請に向けて現地調査をやっているところです。そんな中で いろんな意見がでて、コースづくりが大変です。設置後の維持管理 を楽にしようと思ったら、整備されているところに防草シートを張 ってネットを張るというのが私は大事だよというのです。ところが 現地へ行きましたら耕作放棄地の畑で、あの畑は囲いの外にするの か、どうするのかの話になって、そこの人がやる気になった時にか わいそうやないかという意見があって、それじゃネットを設置した 後に、ネットに絡みついてくる草は毎年地元の人が奉仕作業で草刈 りをして維持管理をしないと、みんなネットにつる草が絡みついて くるよというのです。本当に維持管理をしようと思ったら、大きな 立ち木から 2m以上離れたところ、いつも草を刈っていただいて維 持管理できる状態のところそれでコースを決めようと思うのです が、そういう畑をほっといていいのかという声がでますので、その 場では結論が出せなくて今度役員で話し合いをしようと思ってい るところです。そんなことも考える中でやっぱり行政に頼るだけで はなくて地元でやれる部分というのは今後も少しずつ作っていき たいなと思っています。

菊本委員

ほかにご意見ある方ございましたらどうぞ。

F委員

今日は自治協議会についてということで、ぜひとも出てと思っていました。私自身の考えでは自治協議会というのは、たとえ自治会というのがあっても絶対に必要だと思うのです。それはなぜかというと、自治会は自治会でやっているではないかとよく言われますが、自治会ってというのは小さな組織のなかで、その中の役員の人たちだけが、考えてやるというだけの組織なのです。今日委員がおっしゃった障害者の方、高齢者の方、それから幼い子どもさんたちというのに対してというのは、全て網羅しているとはとても思えません。

だからそういったのを自治協議会によって、そういったご意見をお聞きして、「ああなるほど。」というようにして自分のところの自治会でまた協議して進めていく必要もありますし、それから三人寄ればなんとやらということわざがあるように、いろいろな会合や、大きな組織での会合を開くことによって、そこで思いがけるい言い品というのは出てくると思うのです。それぞれがある種専門ですから、今日委員がNPOというのはこういうものですよといっても障害者の事に関してはわかっていても、ほかの面ではかないですいところはあると思うのです。全てを網羅した人間などいないですから。

そういったことで自治協議会というのは必要だと思います。それから南濃町で自治組織を区制で行っているところに関しては、市から何もしてもらわなくてもよいと思っているところもありますが、それはそれでいいと思います。ただその人たちが全てを掌握してやっているのかというと、防犯について誰がやっているのかとか全然わからないのですよ。ところがこの協議会というのが立ち上がると全てのものが網羅した形で集まりますから、少なくとも本人次第で覚えるという機会というのは絶対持てると思います。

そこで交付金があるないというのは後でついてくることであって、特に地域の皆さん方というのは、今災害もないし平和な毎日ですから、不平不満はあっても、何としてでもこうしてほしいというのはないと思うのです。普段の生活がずっと出来ているという平和というのに慣れていますから。

先だって地区社協で防災についての講演会をやって、今回の場合は実際に東北で震災に合われた方を講師として行ったのですが、その講師の方は若い方で、大槌町の社協の方なのですが、朴訥とした話でしたがみんな真剣に聞いていました。

そういうこともあって市の職員が楽になるからとか、金があるからないからということよりも、知恵を出し合うという意味でも私はぜひとも必要だと思います。

菊本委員

ありがとうございました。

今日は時間が足りなくて、実際の協議会の設立要件や、役割のと

ころまでご議論を頂くことができなかったので、次回ですね、この ことについては持ち越しとなります。

今日出てきた事に事務局の方でも少し、今日の御意見を反映できる部分に関しては少し反映したものを持って、また次回に今日残されている部分共にご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。 それでは最後になりますが、事務局から連絡をお願いします。

(事務連絡)

・分科会開催日について第 16 回 平成 24 年 12 月 25 日 (火)第 17 回 平成 25 年 1 月 25 日 (金)

第 18 回 平成 25 年 2 月 19 日 (火)

ありがとうございました。

本日の予定は、以上で終了しました。

これで「第15回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて 頂きます。

本日は、ありがとうございました。

(15:30 終了)